

各国における犯罪被害者等に対する給付制度

参考資料 3

| | 日本 | イギリス | フランス | アメリカ | ドイツ | 韓国 |
|---|--|--|--|--|---|---|
| 制度趣旨 | 「犯罪被害等を早期に軽減するとともに」、「再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため」に支給し、「もって犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与すること」 | 「国は、市民が他人の暴力行為によって被った傷害に対して責任はないが、暴力事犯の落ち度のない被害者に対する、一般社会を代表して裁定した補償額の給付によって社会の連帯感と同情心を実際に表明することにある」 | ○ 国民連帯という理念に基づくもの ○ 基本的な考え方は、被害者とその損害に対して全面的な補償を受け、かかる損害行為が発生する前の金銭状態に回復させること | 犯罪被害補償制度の目的は、犯罪被害者が負担した費用の払い戻しを行い、刑事司法制度の業務を支援することである | 国家が犯罪を予防することができなかったことから、被害者に対する補償を行うという社会福祉国家的な理念に基づいている ※ 法改正により、2024年1月1日から社会法典の中に位置付けられることとなった。 | ○ 他人の犯罪行為により生命・身体に被害を受けた者を救助することにより犯罪被害者の福祉増進に寄与することを目的とする ○ 犯罪被害者の経済的自立(被害後の経済生活体制への移行) までの経済的支援 |
| 主な財源 | 一般財源 | 国民の分担金等 (損害保険契約への上乗せ) | 罰金等 | 一般財源 | 罰金等 | |
| 主な給付内容 | ○ 遺族給付金 ○ 重傷病給付金 ○ 障害給付金 ※ その他各種公費負担制度や地方自治体の支援制度がある。 | ○ 葬儀費用 ○ 遺族に対する補償金 ○ 生計維持のための補償 ○ 養育費の喪失による補償 ○ 障害の内容に応じた補償 | ○ 葬儀費用 ○ 交通費 ○ 宿泊費 ○ 精神的被害 ○ 労働不能に対する補償 ○ 軽度の身体的・物的損害に対する補償 | ○ 連邦政府が設置した基金からの補助金と州の財源 ○ 連邦・州共に財源の中心は罰金等であり、基金に税金は使われていない。 ○ 葬儀費用 ○ 経済的支援 ○ 医療費 (カウンセリング費用含む) ○ 引っ越し費用 ○ 犯罪現場の清掃 | 連邦政府40%、州60% ○ 葬儀費用 ○ 医療費 ○ 介護費用 ○ 経済的支援 (生活費、就学継続等) ○ 寡婦 (寡夫) ・遺児年金 | ○ 罰金 ○ 寄付金 ○ 運用益 ○ 遺族救助金 ○ 障害救助金 ○ 重傷害救助金 |
| 各種統計 | 【給付件数等:2021年度】 ①288件 (支給裁定に係る被害者数) ②約10億888万円 ③約350万円 【人口】 1億2,494万7,000人 | 【給付件数等:2020年度】 ①14,188件 ②約1億5,193万1,222ポンド (約214億1,926万円) ③約1万708ポンド (約151万円) 【人口】 6,716万8,000人 | 【給付件数等:2020年】 ①15,004件 ②約3億1,020万ユーロ (約391億4,414万円) ③約2万674ユーロ (約261万円) 【人口】 6,450万2,000人 | 【給付件数等:2020年度】 ①217,368件 ②約3億6,771万171米ドル (約379億356万円) ③約1,692米ドル (約17万円) 【人口】 3億3,649万6,000人 | 【給付件数等:2020年】 ①所管庁での把握なし ②約3億7,900万ユーロ (約478億2,601万円) ③所管庁での把握なし 【人口】 8,339万人 | 【給付件数等:2021年】 ①202件 ②約97億9,214万7,000ウォン (約9億3,123万円) ③約4,847万5,975ウォン (約461万円) 【人口】 5,183万1,000人 |
| 統計に関する凡例：①=総件数②=総額③=平均額 換算レートは、取得できた統計の時期を考慮し2021年1月4日現在の (1米ドル=103.08円、1ポンド=140.98円、1ユーロ=126.19円、100ウォン=9.51円) を採用 | | | | | | |

※ 過去の内閣府及び警察庁の調査並びに各国の公表資料を元に作成。
人口は国際連合ホームページ World Population Prospects2022 に掲載されている2021年1月現在の総人口推計値による